

## 2 再処理ゼロのための具体的政策

### (1) 政策決定プロセス、官民の役割分担の見直し

- 1) 原子力政策の決定プロセス、官民の役割分担等全般を抜本的に見直す。
- 2) 新原子力政策大綱を、燃料に対し柔軟な政策選択を可能なものにする。

### (2) 使用済み核燃料の保管体制の見直し

- 1) 現存する使用済み核燃料の安全な保管体制の指針を定める。
- 2) 炉内プールでの貯蔵を最小化し、ドライキャスクによる乾式貯蔵へ移行する。
- 3) プールからの搬出体制の整備と安全対策の強化を行う。
- 4) 原発由来の電力の消費量に応じて負担する仕組みを導入する。

### (3) 高速増殖原型炉もんじゅの廃止

- 1) 高速増殖原型炉もんじゅは廃炉措置とし、高速増殖炉の商業的活用プログラムから撤退する。
- 2) 日本原子力研究開発機構の人員・予算の大半は、福島事故に充てる。

### (4) 核燃料サイクル事業からの撤退

- 1) 原発依存ゼロの計画に応じて使用済み燃料の総量を限定、規制する。
- 2) 原子力発電環境整備機構 (NUMO) を廃止し、国が直接、最終処分の責任を負う体制をつくる。
- 3) 最終的な処分方を決定するまでの中長期的な貯蔵場所 (50~100年単位) について、国民的な議論に付す。高レベル放射性廃棄物に関しては、青森県が最終処分地にならないことを確認しつつ、当面の中間貯蔵を継続する。
- 4) 六ヶ所村再処理工場は竣工せず廃止とし、MOX工場の建設も中止し、プルサーマルの導入を中止する。
- 5) 再処理積立金のうち東京電力分は賠償費用支払いへの取り崩しを認める。

### (5) 再処理における国際的なプルトニウム拡散の防止

- 1) 日本が保有するプルトニウムの国際管理の枠組みを創設し、プルトニウムを引き渡す。
- 2) 韓国をはじめとする非核保有国における再処理の導入を阻止する。

### (6) 核廃棄物処理の促進

- 1) 核廃棄物処理に関する転換炉等の研究は継続する。

### 3 原発ゼロに向けた立地自治体支援のための具体的政策

#### (1) 基本的認識

- 1) 「原発ゼロ」という政策転換が原子力施設の立地自治体財政ならびに地域経済に大きな影響を与えることを認識し、国が責任をもって適切な措置を講ずる。
- 2) 全国の原子力施設立地地域それぞれの特性を尊重しつつ、同地域を国家戦略拠点地域に変えるとの姿勢で適切な支援の枠組みを創設する。
- 3) その際、かつての産炭地域振興策の成功例やダム事業廃止特定地域振興特措法案の精神なども参考にする。

#### (2) 「廃炉等に伴う地域活性化支援法（仮）」等による支援枠組みの創設

- 1) 従来の原発推進政策のための資金等の振り替えを含め、廃炉自治体特区構想を進め、自治体による公社設立による地域整備や産業遊休地の再利用促進、立地地域に所在または起業する企業支援、産業転換の促進、税制優遇策等を講じる。
- 2) いわゆる電源三法ならびに原子力発電施設等立地地域振興特措法の改正による、廃炉促進のための法制度を整備する。

#### (3) 廃炉支援事業の円滑化

- 1) 排出者責任、汚染者負担の原則を明確にしつつ、放射性産業廃棄物（迷惑施設、迷惑物質）の処理処分を加速させる。
- 2) 廃炉決定から3年程度で廃炉措置事業が始動できるよう、関連支援事業を活性化させる。

#### (4) 廃炉等による放射性産業廃棄物処理の加速化

- 1) 放射性産業廃棄物への法定外課税を検討し、排出抑制や減量化等を誘導する。
- 2) 国と事業者の責任を明確化し、廃炉費用の積立制度を見直し、廃炉費用の基金を創設する。

#### (5) 「原子力廃炉措置庁（仮）」（廃炉等の処理処分組織）の創設

- 1) 廃炉技術の研究開発や基準化等を含む廃炉及び廃炉過程全般の円滑化を総合的・計画的・一体的に担い、かつ原子炉廃炉から次のステップへの推進を総合的に推進する組織を創設する。

## 4 省エネ政策の推進のための具体的政策

### (1) 省エネルギー政策のビジョン策定

- 1) 「2000 ワット社会」(注) の推進を検討する (現在 : 約 4800 ワット)。

注 : スイス政府が掲げる省エネ目標数値。世界の一人当たりエネルギー消費量の平均 (17,520kWh/年) を毎時換算した数値。

- 2) 省エネロードマップを策定する (ビジネス環境整備、地方自治体の省エネ計画など)。

### (2) 省エネ推進のための税制改革

- 1) 環境税を強化する (現行の石油石炭税から炭素税へ。森林吸収源対策を含む)。
- 2) 節電税を導入する (課税により電気代を上げて節電を動機付ける。税収は還元。スイスで導入)。

### (3) 省エネビジネスの環境整備

- 1) ESCO 事業を推進する (省エネ投資の資金を光熱費節約分で回収)。
- 2) 排出量取引制度を導入・普及する。
- 3) 省エネ診断制度を導入し、省エネ診断ソフト支援も行う。
- 4) 節電価値を見直し、節電分買い取りビジネスの展開を支援する (「ネガワット」事業導入)。

### (4) 節電の具体策

- 1) 電力ピーク時割り増し制度を導入する (ピークカット)。
- 2) LED 照明および CCFL (冷陰極蛍光灯 : LED の半額程度) の普及を推進する。
- 3) 列島省エネ見える化総点検運動を推進する (省エネポイント、節電ポイント)。
- 4) 空調機・生産ライン等のインバーター活用による負荷軽減を進める。
- 5) 「省エネナビ」を導入し、測定機導入による待機電力カットを進める。
- 6) 電気事業者との契約電力を下げる。
- 7) 高圧大容量の直流送電等の送電ロスを削減するとともに、融通電力の日常化を実現する。

### (5) 熱利用効率の改善のための「熱政策」の策定

- 1) 住宅・建築物の省エネを推進する (ラベリング制度の拡充、省エネ基準適合の段階的義務化)。
- 2) 低温排熱回収システムを普及させる。冷房・冷蔵・冷凍の一系統化 (店舗の省エネ) を推進する。
- 3) 深夜電力で空気熱を使うヒートポンプ式給湯器「エコキュート」の普及を促進する。









---

## 原発ゼロの会について

---

原発ゼロの会は、与野党の超党派国会議員により去る3月27日に発足し、以下の発足趣意に基づき政策提言づくりを進めてきました。

### ◆発足趣意書

東京電力福島第一原発事故から1年が経った今、十分な事故の検証も待たずに再稼働問題が浮上しています。一方、国民の多くが原発をなくすことを望みながら、国の政治にあっては今後の原子力政策についての明確な方針が語られていない現状があります。そこで私たちは、超党派の国会議員有志による「原発ゼロの会」を発足し、全炉廃止にむけての積極的な政策提言を行いたいと思います。

#### 位置づけ

1. 超党派で原子力政策の大転換をはかる。
2. 原発ゼロへの国民の思いの受け皿となる。

#### 具体的政策

1. 原発依存ゼロ  
原子力発電所の新增設計画の中止、廃炉の促進、立地自治体支援。
2. 再処理ゼロ  
核燃料サイクル事業からの撤退、使用済み核燃料の乾式貯蔵と直接処分。
3. 再生可能エネルギーへの大胆な転換  
発送電分離や送電網の整備、エネルギーロスの最少化。

#### 具体的方策

1. 政策勉強、意見交換の定例実施（毎週）
2. 6月中目途に政策をとりまとめ、国民的論議に。
3. 次回総選挙での国民の判断に供することも検討（例えば、「原発ゼロマーク」の普及）

以上を提示し、今後随時参加者を募ります。政策を軸に党派を超えて国会議員がつながり、「原発ゼロ」実現への原動力となります。

---

### 原発ゼロの会事務局

阿部知子事務所 Tel: 03-3508-7303 /Fax: 03-3508-3303 /E-mail: morihara@abetomoko.jp

---